

第92期 定時株主総会 招集ご通知

日時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時

場所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

目次

第92期定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	3
計算書類	27
連結計算書類	31
監査報告書	34
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	38
第2号議案 定款一部変更の件	39
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件	46
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件	50
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	53
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件	54
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件	54
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件	55

株式会社筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
平成28年6月8日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1
株式会社 筑邦銀行
代表取締役
頭 取 佐 藤 清一郎

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

さて、当行第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項**
1. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第92期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類ならびに
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

以上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提示くださいますようお願い申し上げます。
2. 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」および連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令および当行定款第17条に基づき、当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページ（<http://www.chikugin.co.jp/>）に掲載いたしますので、ご了承ください。

(添 付 書 類)

第92期 (平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(銀行の主要な事業内容)

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

(金融経済環境)

当事業年度のわが国経済は、個人消費に力強さが欠ける状況がみられたものの、政府の経済対策などから企業収益や雇用情勢が改善、インバウンド観光客増加による効果もあり、全体としては緩やかな回復の動きが続きました。一方、世界経済の下振れ懸念など海外景気は不透明な状況が続きました。

金融情勢につきましては、期初は長期金利の上昇、円安、株高の動きが続きましたが、夏場以降中国をはじめとする新興国や資源国の景気減速が懸念され不安定な動きとなりました。本年1月以降は、日本銀行の「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の影響や海外経済の動向などから、長期金利の低下、円高、株安の動きとなりました。当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りはマイナス0.0%台、ドル円相場は112円台、日経平均株価は1万6千円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済は、生産や輸出の持ち直しなどから全体的には緩やかながらも改善しましたが、中小企業の景況感は依然として厳しい状況が続きました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

地域密着型金融の高度化

福岡県みやま市に対しては、昨年4月より自治体による日本で初めての電力小売り事業を開始した「みやまスマートエネルギー株式会社」に出資を行うなど、同市のスマートコミュニティづくりに向けたエネルギーに対する取り組み（2015年 グッドデザイン金賞を受賞）を企画段階から支援してきました。昨年11月には、同市と九州大学が行う、ビッグデータを活用した地域新電力ビジネス支援のための実証実験事業に対しても、資金面や事務管理面の支援に加え、PPP/PFIに関する支援という立場から参画しております。

また、PFI手法を活用して、佐賀県みやき町や福岡県大刀洗町が実施した定住促進事業への融資取組みを積極的に行いました。

久留米大学及び三井住友銀行と筑後地区における地域創生の加速を目指し、教育・研究事業に関する包括的な連携協定を締結しました。地域金融機関と大学及びメガバンクが連携する国内初の取組みであり、地域創生を着実に押し進めるべく、地域の企業が求める人材や新たな雇用の場作りなど三者の特性を活かした取組みを行います。

福岡県久留米市と地域創生・地域の活性化に関して、また大分県日田市と地域社会の維持・発展に関して、包括連携協定を締結しました。

海外展開コンサルティングやインバウンドビジネスを主要事業とする株式会社アジア福岡パートナーズが昨年5月に久留米市に設立され、当行は同社と業務提携しました。当行では、発展著しい中国や東南アジア諸国の経済成長力を域内に取り込むための具体的な仕組み作りが必要と考え、そのための同社設立に向けた企画・立案に主体的に取り組んでまいりました。株式会社アジア福岡パートナーズは、本年1月に中国大連市に現地法人を設立し本格的な営業活動をスタートさせました。今後も同社と全面的に協力することで、中国や東南アジア諸国と、福岡県南部また鳥栖地区との経済・人的交流の拡大に寄与し、双方の発展に貢献してまいります。

お客様の海外進出支援等に関しては、昨年4月には株式会社フォーバルと、本年1月には三井住友海上火災保険株式会社及び株式会社インターリスク総研と、また本年2月には株式会社国際協力銀行を通じてメキシコ合衆国アグアスカリエンテス州及びハリスコ州と、それぞれ業務提携を締結しました。

お客様の創業支援等に関しても、株式会社日本政策金融公庫、福岡県信用保証協会及び株式会社ちくぎん地域経済研究所と、相互の連携を強化しました。本連携により、創業を目指すお客様のご相談に対し、連携金融機関等の知見や幅広いネットワークを活用することで、お客様のさまざまなニーズにお応えしてまいります。

M&A支援業務の強化を目的として、トゥルーバグループホールディングス株式会社とM&A情報提供等に関する協定書を締結しました。M&Aは後継者不足、既存事業の拡大及び新事業・新地域への進出などの経営課題に対して有効な解決策の一つとして活用されており、お客様の課題解決を支援してまいります。

バイオベンチャー企業の育成・支援を目的として、「ちくぎんバイオベンチャー研究開発大賞」を創設しており、水質浄化製品の開発に取り組んでいる企業と、飲み込んでも安心な口腔ケア剤の実用化に取り組んでいる企業を第8回「ちくぎんバイオベンチャー研究開発大賞」において表彰いたしました。

お客様の事業再生支援につきましては、外部の専門家と連携しお客様の経営改善を支援するなど、積極的に地元企業の経営サポートや地域金融の円滑化に取り組みました。

このほか、新商品としては、社会問題となっている空き家問題に対する取り組みとして、空き家等の解体費用やリフォーム資金を対象としたローン「ちくぎん空き家解体支援ローン」の取扱いを開始しました。また、お客様の海外ビジネスサポート体制や利便性強化を目的として、マスターカードプリペイドマネージメントサービシーズジャパン株式会社が運営する法人向け海外専用トラベルプリペイドカード「コーポレートキャッシュパスポート」や株式会社クレディセゾンが発行する個人向けプリペイドカード「NEO MONEY」の取次業務を開始しました。

本部組織の見直し

昨年4月には、「中期経営計画2015」のスタートに当たり、ソリューション事業部内に地域貢献室を新設しました。地域貢献室は、地域創生への貢献を通じて地域に必要とされる銀行としての揺るぎない信頼と存在感を高めることを目的としております。

本年2月には、総合企画部内にIT統括室を、人事部内にダイバーシティ推進室を新設しました。IT統括室は、ITガバナンスの構築とITを活用した仕事のやり方の変革や生産性の向上等の推進、FinTech等最新のIT技術に関する情報収集と応用可能性の検討を目的としています。ダイバーシティ推進室は、ダイバーシティを推進し、多様な人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目的としております。

営業店舗等

営業店舗につきましては、新設・廃止ともになく、有人店舗数は44か店と変動ありません。

店舗外現金自動設備につきましては、1か所新設しましたので35か所38台となりました。

この間ゆうちょ銀行とのATM提携を開始したほか、セブン銀行ATMでは、利用手数料割引サービスの継続に加えて、土日祝日の利用時間の拡大を図りました。また、九州の地方銀行ATMの利用手数料相互無料サービス（九州ATMネットワーク）を継続するなど、引き続きお客さまの利便性向上を図りました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、資金調達のコアとなる個人預金が引き続き増加したことに加えて法人預金も増加したことから、期末残高は前年度末比98億円増加の6,457億円となりました。また、譲渡性預金は前年度末比22億円増加の140億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比133億円増加の4,446億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、引き続き預金による資金調達が好調に推移したことから、国債などの債券を中心に投資を行い、期末残高は前年度末比148億円増加の2,537億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式や投資信託などの評価差益が減少したことから、前年度末比12億32百万円減少の97億88百万円の評価益となりました。

損 益 状 況

経常収益は、運用利回りの低下により貸出金などの資金運用収益が減少したことなどから、前年度比2億29百万円減収の131億96百万円となりました。一方、経常費用は、営業経費や不良債権の処理費用が減少したことなどから、前年度比4億72百万円減少の107億7百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比2億43百万円増益の24億88百万円となりました。

また、当期純利益は、経常利益が増益となったことなどから、前年度比6億3百万円増益の17億84百万円となり、経常利益及び当期純利益は過去最高益となりました。

(対処すべき課題)

政府は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略によって雇用や所得の拡大を目指しておりますが、いわゆるアベノミクスの第3の矢の成長戦略に停滞感がみられ、日本経済はデフレ脱却の正念場を迎えつつあります。また、日本銀行が「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入した影響から新発10年物国債利回りが0%を下回りマイナスになるなど、地方銀行を取り巻く金利環境は一段と厳しくなっております。一方で人口減少社会の中でこれからの地方銀行には地域発展の為にさらなる創意工夫が求められています。

当行は昨年4月より新たにスタートした「中期経営計画2015」（計画期間平成27年4月～平成30年3月）に取り組んでおります。本計画では、地域創生・活性化により踏み込んで、目に見える形で地域の繁栄に貢献していくとの当行のコミットメントを示すため、「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを掲げております。

地域を興すためには自治体、地元企業が動くのを待つのではなく、銀行自らが企画段階から構想に関わり、コンサルティング機能を発揮することを通して主体的に動いていくことが肝要であります。常にどうすれば地元経済の活性化に貢献できるかを第一に考え、融資のみならず、地域の活性化につながる前向きな投資を実行することが不可欠であります。特に本店のある久留米市を中心とした福岡県南部地域は、高度先進医療、先進バイオ、農業の6次産業化、伝統工芸、祭りと食と観光、子育てや教育環境に恵まれた住み易さなど、地域活性化のポテンシャルは高いと考えます。この魅力ある資源を活かしつつ、地域の豊かさをいかに次世代に引き継ぎ、さらなる発展に繋げていけるかが重要です。また、地域創生への貢献に当たっては、福岡に近いアジア各国の経済成長力をいかに域内に取り込むかという視点も大切であります。

こうした取組みを強力かつ計画的に推進するため、「営業基盤の拡充」、「地域創生への貢献」、「経営課題への的確な対応」を中期経営計画の3つの基本方針としております。これにより、当行の収益力の強化を起点として、地域社会・お客さまと共に成長・発展する好循環を実現します。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
預 金	5,987	6,165	6,359	6,457
定期性預金	3,020	3,011	3,043	3,062
その他	2,967	3,153	3,316	3,395
貸 出 金	4,135	4,222	4,313	4,446
個人向け	724	752	785	839
中小企業向け	2,948	3,002	3,019	3,078
その他	462	467	507	528
商 品 有 価 証 券	1	2	2	2
有 価 証 券	2,085	2,389	2,389	2,537
国 債	976	1,030	965	888
その他	1,109	1,359	1,423	1,648
総 資 産	6,673	7,091	7,266	7,471
内 国 為 替 取 扱 高	49,258	52,537	55,044	55,390
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 164	百万ドル 204	百万ドル 248	百万ドル 271
経 常 利 益	百万円 1,094	百万円 1,728	百万円 2,245	百万円 2,488
当 期 純 利 益	百万円 603	百万円 811	百万円 1,181	百万円 1,784
1株当たり当期純利益	円 銭 9 68	円 銭 13 02	円 銭 18 98	円 銭 28 87

注 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	661人	670人
平 均 年 齢	36 年 10 月	37 年 1 月
平 均 勤 続 年 数	14 年 8 月	14 年 5 月
平 均 給 与 月 額	306 千円	294 千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
久留米ブロック	17店 (うち出張所 ー)	17店 (うち出張所 ー)
東 部 ブ ロ ッ ク	5店 (うち出張所 ー)	5店 (うち出張所 ー)
南 部 ブ ロ ッ ク	6店 (うち出張所 ー)	6店 (うち出張所 ー)
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店 (うち出張所 ー)	15店 (うち出張所 ー)
東 京 支 店	1店 (うち出張所 ー)	1店 (うち出張所 ー)
合 計	44店 (うち出張所 ー)	44店 (うち出張所 ー)

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を35か所（前年度末34か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありません。店舗外現金自動設備はアスタラビスタ三根店出張所の1か所を新設し、廃止はありません。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	497
---------------	-----

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資177百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、177百万円であります。

□ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機械等の新設、拡充、改修	320

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

□ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事務受託業	昭和57年12月13日	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米市センタービル6階	コンピュータ関連業、 経済調査等	昭和63年1月30日	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	昭和49年10月9日	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市日吉町16番地の22	保 証 業	昭和60年10月1日	百万円 30	% 5	

注 上記4社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社は子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の場合

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
井手 和 英	取締役会長		
佐藤 清 一郎	取締役頭取(代表取締役)		
東 暢 昭	常務取締役		
石井 智 幸	常務取締役		
中野 慎 介	常務取締役		
新田 政 史	取締役(営業統括部長)		
川原田 光 展	取締役(福岡支店長)		
執行 謙 二	取締役(総合企画部長)		
麻 生 渡	取締役(社外取締役)	福岡空港ビルディング株式会社 代表取締役社長	注1
龍 憲 一	常勤監査役		
赤松 乾 次	常勤監査役		
立花 洋 介	監査役(社外監査役)	公認会計士	注1、2
神代 正 道	監査役(社外監査役)	学校法人久留米大学理事長	注1

(当年度中に退任した役員)

田 中 靖 正	常務取締役		平成27年 6月25日 退任
---------	-------	--	----------------------

- 注 1. 麻生渡氏、立花洋介氏及び神代正道氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	10人	155 (37)
監査役	4人	43
計	14人	199 (37)

- 注 1. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価28百万円を支給しております。
2. 役員賞与金は該当ありません。
3. 報酬等の金額は、() 内に取締役（社外取締役を除く）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4. 支給人数には、平成27年6月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
5. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役月額17,000千円以内（うち社外取締役分1,000千円以内）、監査役月額4,000千円以内であります。また、取締役に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
麻 生 渡 (取締役)	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立 花 洋 介 (監査役)	
神 代 正 道 (監査役)	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
麻生 渡 (取締役)	福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長
神代 正道 (監査役)	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
麻生 渡 (取締役)	1年9月	取締役会 18回開催中16回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立花 洋介 (監査役)	2年9月	取締役会 18回開催中18回出席 監査役会 15回開催中15回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
神代 正道 (監査役)	1年9月	取締役会 18回開催中17回出席 監査役会 15回開催中14回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等 からの報酬等
報酬等の合計	3人	13	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 株式数 発行可能株式総数 120,000千株
 発行済株式の総数 62,490千株(自己株式664千株を含む)
- (2) 当年度末株主数 2,860名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
筑邦銀行従業員持株会	2,603	4.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	2,003	3.23
株式会社佐賀銀行	1,752	2.83
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	1,613	2.60
株式会社十八銀行	1,589	2.57
久光製薬株式会社	1,408	2.27
株式会社みずほ銀行	1,370	2.21
西日本鉄道株式会社	1,366	2.21
株式会社安川電機	1,366	2.20
株式会社九電工	1,347	2.17
計	16,419	26.55

- 注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式（664,041株）を控除して計算しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	(1) 新株予約権の割当日 平成23年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 76,700株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成23年7月29日から平成53年7月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	4名
	(1) 新株予約権の割当日 平成24年7月24日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 117,400株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成24年7月25日から平成54年7月24日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	5名
	(1) 新株予約権の割当日 平成25年7月30日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 141,700株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成25年7月31日から平成55年7月30日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	5名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役	(1) 新株予約権の割当日 平成26年7月29日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 158,300株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成26年7月30日から平成56年7月29日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	7名
	(1) 新株予約権の割当日 平成27年7月28日 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 165,100株 (3) 権利行使価格（1株当たり） 1円 (4) 新株予約権の行使期間 平成27年7月29日から平成57年7月28日まで (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を一括して行使できる。	8名
社外取締役	—	—
監査役	—	—

**(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。**

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 本野 正紀 指定有限責任社員 野澤 啓	34	監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は34百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要

当行は、会社法の規定に基づき「内部統制システムの整備に関する基本方針」を策定しております。

この基本方針に基づき内部統制システムを整備することとしており、また、内部統制システムの不断の見直しによって効率的で適法な企業体制を構築するものです。

<内部統制システムの整備に関する基本方針>

- (1) 当行取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 業務の健全性及び適切性を確保するため、法令等遵守（コンプライアンス）体制の整備を経営の最重要課題の一つと位置づける。
 - ② 「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、コンプライアンスの実践計画である「コンプライアンス・プログラム」を年度毎に策定し、確固たる内部管理体制の確立に取り組む。
 - ③ 「コンプライアンス委員会」を定期的開催し、法令等遵守に係る重要な事項を協議するとともに法令等遵守の実施状況等を検証する。
 - ④ 法令等遵守に係る規程等の整備、行内教育・研修の充実及び法令等遵守活動状況等の管理を行うことにより、法令等遵守体制の強化を図る。
 - ⑤ 「法令等違反の通報制度」を活用して、グループ会社を含めた全役職員に対してコンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
 - ⑥ 財務情報その他当行に関する情報を適正かつ適時に開示するための体制を整備する。
 - ⑦ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした対応を行うための体制を整備する。
- (2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書等の取扱いは、書類保存規程及び文書管理規程等に基づいて適切に保存・管理し、随時その運用状況を検証する。

- (3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスク管理統括規程」に基づき、各種リスクの管理部署及び各種リスク管理規程を定めるとともに、経営管理部をリスク管理の統括部署として各種リスクを統一的に管理する体制を整備する。
 - ② 「リスク管理委員会」、「ALMに関する常務会」等を定期的に開催し、各種リスクの把握・管理及び回避策等について検討する。
 - ③ 内部監査部門である監査部は、当行の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告をする。
 - ④ 「危機管理計画」を定め、不測の事態における業務の継続性を確保する体制を整備する。
- (4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 効率的な経営を確保するための体制として、取締役は取締役会規程、組織機構規程等に基づき、また、常務会、部長会等を活用して適切に職務を執行し、必要に応じて職務執行状況の検証及び各規程等の整備を行う。
 - ② 日常の職務執行に際しては、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限委譲を行い、権限委譲された各レベルの責任者が規程に則り業務を遂行する。
- (5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 「グループ会社運営管理規程」を制定し、子会社の業務運営を適正に管理する。
 - ② 内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果の報告をする。
 - (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
 - i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行の事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
 - ii 定期的に当行、および子会社の取締役が出席する会合を開催し、子会社において発生する重要な事象等を当行に報告するものとする。

- (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
行動規範、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体のリスク管理を図る。
- (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i 子会社が、営業や財務に関する状況、その他重要な情報について、当行へ事前承認を得、または当行へ報告する体制を整備する。
 - ii 子会社の業務内容に応じて、当行内の対応部署を定め、当該部署が子会社と一定の重要事項について協議、報告、情報交換等を行い、業務の重複を避け、グループ全体の効率的な意思決定、業務遂行を図る。
- (二) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- i 子会社が当行のコンプライアンス及びリスク管理に関する規程と同等の指針、及び規程類を制定することにより、企業倫理の確立、並びにコンプライアンス体制、及びリスク管理体制構築を図る。
 - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知し、コンプライアンス上問題のある事項を直接報告させることにより、違反行為の早期発見と早期是正に努める。
- (6) 当行監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役職務の補助をすべき使用人を置く必要があると監査役が認めた場合には、担当者を置くこととする。
- (7) 前号の使用人の当行取締役からの独立性に関する事項ならびに当行監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役職務の補助をすべき使用人は、監査役職務の補助業務の専従者としてとし、人事考課及び異動等については、監査役、監査役会と人事部の協議事項とする。

- (8) 次に掲げる体制その他の当行監査役への報告に関する体制
- (イ) 当行取締役及び使用人が当行監査役に報告するための体制
 - i 監査役が取締役会、常務会、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の重要な会議に出席することを認め、また、取締役決裁の稟議書、取締役への回覧文書、事故・係争・苦情関係報告書等を全て監査役に回覧する。
 - ii 「法令等違反の通報制度」については、その受付窓口に監査役を配し、当行監査役に直接報告する制度を構築する。
 - (ロ) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行監査役に報告するための体制
 - i 当行の内部監査部門である監査部は、子会社の業務すべてにおける内部管理体制（リスク管理体制を含む）の適切性・有効性について監査を行い、当行監査役に状況の報告を行う。
 - ii 子会社の監査役が、当行監査役に子会社のコンプライアンスの状況等を定期的に報告する制度を構築する。
 - iii 「法令等違反の通報制度」については子会社も対象とし、コンプライアンス上問題のある事項を当行監査役に直接報告する制度を構築する。

- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当行及び当行グループ会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」規程において、通報や相談をしたことを理由として、不利な取扱いを行わないことを明記する。

- (10) 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当行は、監査役の職務の執行について生じる費用、又は債務について、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

- (11) その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、監査役の監査が実効的に行われるための環境整備について、監査役及び監査役会からの要請により、その改善に努める。

<業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要>

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当行取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を定め、これに基づく「コンプライアンス委員会」を年4回開催し、法令等遵守に係る実施状況を検証するほか、法令等遵守に係る行内教育・研修を定期的で開催しております。

- (2) 当行取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行の取締役会議事録及び計算書類等は、法令の定めにより保存期間を設定し、適切に保存しております。

- (3) 当行損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る各種の規程を整備しており、「リスク管理委員会」は年4回、「ALMに関する常務会」は年12回開催し、信用リスク・市場リスク等のリスク量の把握・管理を行っております。また、「危機管理計画」を定め非常時の業務継続を確保するための体制を整備しております。

なお、内部監査部門は、すべての業務における適切性・有効性について監査を行い、取締役会に監査結果を報告しております。

- (4) 当行取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社外取締役1名を含む9名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当期は定例を含め18回の取締役会を開催し、重要な事項を決定しております。また、取締役会の委任を受けた、役付取締役から構成される「常務会」を原則毎週開催し、効率的な意思決定を図っております。

- (5) 当行ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行及び子会社の代表者が出席する会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等の報告を受けております。子会社における業務執行は、「グループ会社運営管理規程」を定め、重要な案件は当行へ報告する体制を整備しております。また、当行監査役が非常勤監査役として子会社の監査役に就任し、取締役会に出席するほか、当行内部監査部門が年1回業務監査、内部統制監査を実施しております。

- (6) 当行監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当行監査役会の監査機能強化を図るために、業務執行部門から独立した専任の使用人が監査役の業務を補助しております。
- (7) 前号の使用人の当行取締役からの独立性に関する事項ならびに当行監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当行監査役の業務を補助する専任の使用人は、業務執行部門から独立しており、当行の監査役の指揮命令のみに従っております。
- (8) 当行取締役及び使用人、子会社の取締役、監査役及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
当行監査役は、取締役会等の各種重要会議に出席するとともに、子会社の非常勤監査役として、子会社の取締役会に出席しております。また、取締役決裁の書類、取締役への回覧文書等を全て閲覧しております。さらに、本部管理部門と、定期的に会合を行っており、行内情報等の共有化を図っております。その他、当行監査役は、子会社監査役との会合を毎月開催し、子会社における業務執行状況等について報告を受けるほか、当行内部監査部門より、営業店及び本部部署、子会社の監査の結果の報告を受けております。
- (9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当行及び子会社の役職員を対象とした「法令等違反の通報制度」の規程を制定しており、通報や相談をしたことで不利な取扱いを行わないことを明確化し、当行及び子会社の役職員に周知しております。
- (10) 当行監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当行の監査役監査基準規程において、監査役はその職務の執行について生ずる費用について、当行から前払又は償還を受けることができるとしております。

- (11) その他当行監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当行の監査役は、監査役会規程、監査役監査基準に基づき、定期的に代表取締役等と意見交換を開催するとともに、当行の会計監査人及び内部監査部門と定期的な連携を図っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第92期末 (平成28年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け	29,402	預 金	645,792
現預金	8,732	当座預金	24,474
預 け 金	20,670	普通預金	303,242
買入金	408	貯蓄預金	4,537
商 品 有 価 値	224	通知預金	993
商 品 国 債	101	定期預金	303,999
商 品 地 方 債	123	その他の預金	8,544
有 価 値 証	253,743	譲渡性マネ	14,040
国 債	88,892	借入	10,000
地 方 債	31,962	借入金	24,000
社 債	62,761	その他の負債	2,901
株 式	15,633	未払決済為替	0
そ の 他 の 証 券	54,491	未払法人費	107
貸 出 金	444,676	未前払受取	289
引 手 形 手 貸 付	8,171	融 派 生 商 品	381
手 形 手 形 付	48,257	一 入 債 務	2
証 書 貸 付	340,562	資 産 除 去 の 引 当 金	351
当 座 貸 付	47,684	職 給 付 失 引 当 金	71
外 国 為 店 預 け	1,605	再 評 価 に 係 る 延 税 金 負 債	1,696
そ の 他 の 資 産	1,605	支 払 債 の 部 合 計	1,322
前 払 費 用	776		130
未 収 取 益	15		1,673
金 融 派 生 商 品	417		1,195
そ の 他 の 資 産	3		8,472
有 形 固 定 資 産	340		709,527
建 物	9,506	(純資産の部)	
土 地	2,025	資 本	8,000
建 設 仮 勘 定	6,650	本 剰 余	5,759
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	282	資 本 準 備	5,759
無 形 固 定 資 産	81	利 益 準 備	14,756
ソ フ ト ウ ェ ア	467	利 益 準 備 余 金	2,724
リ ー ス 資 産	104	そ の 他 の 利 益 剰 余 金	12,032
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	16	別 途 積 立 金	7,400
前 払 年 金 費 用	53	繰 越 利 益 剰 余 金	4,632
支 払 承 諾 見 返 金	35	自 己 株 式	△ 178
倒 引 当 金	275	株 主 資 本 合 計	28,337
資 産 の 部 合 計	747,134	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,835
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,288
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	9,124
		新 株 予 約 権	145
		純 資 産 の 部 合 計	37,607
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	747,134

第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		13,196
資	金 運 用 収 益	9,176	
	貸 出 金 利 息 配 当	7,001	
	有 価 証 券 利 息	2,065	
	コ ー ル オ ー ン 利 息	6	
	預 け 金 利 息	103	
役	そ の 他 の 受 入 利 息	0	
	務 取 引 等 収 益	1,732	
	受 入 為 替 手 数 料	722	
そ	そ の 他 の 役 務 収 益	1,009	
	の 他 業 務 収 益	913	
	外 国 為 替 売 買 益	21	
	商 品 有 価 証 券 売 買 益	0	
そ	の 他 債 券 売 却 益	890	
	の 他 経 常 収 益	1,373	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	248	
	償 却 債 権 取 立 益	0	
	株 式 等 売 却 益	982	
	そ の 他 の 経 常 収 益	142	
経	常 費 用		10,707
資	金 調 達 費 用	421	
	預 讓 渡 性 預 金 利 息	362	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	15	
	借 用 金 利 息	0	
	そ の 他 の 支 払 利 息	23	
役	務 取 引 等 費 用	19	
	支 払 為 替 手 数 料	870	
	支 払 為 替 手 数 料	203	
そ	そ の 他 の 役 務 費 用	666	
	の 他 業 務 費 用	234	
	国 債 等 債 券 売 却 損	234	
営	そ の 他 業 務 経 常 費 用	8,564	
	の 他 業 務 経 常 費 用	616	
	貸 出 金 償 却	7	
	株 式 等 売 却 損	334	
	株 式 等 償 却	0	
	そ の 他 の 経 常 費 用	274	
経	常 利 益		2,488

(単位：百万円)

科 目	金 額
特 別 損 失	25
固 定 資 産 処 分 損 失	1
減 損	24
税 引 前 当 期 純 利 益	2,463
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	460
法 人 税 等 調 整 額	218
法 人 税 等 合 計	678
当 期 純 利 益	1,784

第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合 計
	資 本金	資 本 剰 余 金		利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計		そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	3,187	13,311	△ 203	26,867	
当期変動額										
剰余金の配当						△ 308	△ 308		△ 308	
当期純利益						1,784	1,784		1,784	
自己株式の取得								△ 2	△ 2	
自己株式の処分						△ 5	△ 5	27	21	
土地再評価差額金の取崩						△ 25	△ 25		△ 25	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	1,445	1,445	24	1,469	
当期末残高	8,000	5,759	5,759	2,724	7,400	4,632	14,756	△ 178	28,337	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	7,596	2,200	9,797	129	36,794
当期変動額					
剰余金の配当					△ 308
当期純利益					1,784
自己株式の取得					△ 2
自己株式の処分					21
土地再評価差額金の取崩					△ 25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 760	87	△ 672	16	△ 656
当期変動額合計	△ 760	87	△ 672	16	812
当期末残高	6,835	2,288	9,124	145	37,607

第92期末 (平成28年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	29,425	預 金	644,198
買入金銭債権	408	譲渡性預金	13,430
商品有価証券	224	コールマネー及び売渡手形	10,000
有価証券	253,339	借入金	30,531
貸出金	441,351	その他負債	3,436
外国為替	1,605	退職給付に係る負債	1,483
リース債権及びリース投資資産	9,032	役員退職慰労引当金	61
その他資産	3,561	偶発損失引当金	130
有形固定資産	9,776	繰延税金負債	1,660
建物	2,054	再評価に係る繰延税金負債	1,195
土地	6,828	支払承諾	8,472
建設仮勘定	81	負債の部合計	714,599
その他の有形固定資産	812	(純資産の部)	
無形固定資産	134	資本金	8,000
ソフトウェア	97	資本剰余金	5,779
その他の無形固定資産	36	利益剰余金	16,002
退職給付に係る資産	341	自己株式	△ 178
繰延税金資産	67	株主資本合計	29,603
支払承諾見返	8,472	その他有価証券評価差額金	6,851
貸倒引当金	△ 2,312	土地再評価差額金	2,288
資産の部合計	755,428	退職給付に係る調整累計額	△ 28
		その他の包括利益累計額合計	9,110
		新株予約権	145
		非支配株主持分	1,969
		純資産の部合計	40,829
		負債及び純資産の部合計	755,428

第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金	額
経	常 収 益		18,518
資	金 運 用 収 益	9,451	
	貸 出 金 利 息	6,989	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,066	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	6	
	預 け 金 利 息	103	
	そ の 他 の 受 入 利 息	286	
役	務 取 引 等 収 益	1,791	
そ	の 他 業 務 収 益	5,824	
そ	の 他 経 常 収 益	1,451	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	285	
	償 却 債 権 取 立 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	1,165	
経	常 費 用		15,660
資	金 調 達 費 用	442	
	預 金 利 息	362	
	讓 渡 性 預 金 利 息	15	
	コ ー ル マ ー ネ ー 利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	0	
	借 用 金 利 息	64	
	そ の 他 の 支 払 利 息	0	
役	務 取 引 等 費 用	791	
そ	の 他 業 務 費 用	4,963	
そ	の 他 経 常 費 用	8,845	
	そ の 他 の 経 常 費 用	617	
経	特 常 利 益		2,857
	別 損 失		25
	固 定 資 産 処 分 損 失	1	
	減 損 損 失	24	
	税金等調整前当期純利益		2,832
	法人税、住民税及び事業税	550	
	法人税等調整額	255	
	法人税等合計		805
	当期純利益		2,026
	非支配株主に帰属する当期純利益		134
	親会社株主に帰属する当期純利益		1,891

第92期 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	8,000	5,759	14,450	△ 203	28,006
当期変動額					
剰余金の配当			△ 308		△ 308
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,891		1,891
自己株式の取得				△ 2	△ 2
自己株式の処分			△ 5	27	21
連結される子法人等株式 の取得による持分の増減		20			20
土地再評価差額金の取崩			△ 25		△ 25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	20	1,552	24	1,597
当期末残高	8,000	5,779	16,002	△ 178	29,603

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	7,605	2,200	179	9,985	129	2,147	40,269
当期変動額							
剰余金の配当							△ 308
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,891
自己株式の取得							△ 2
自己株式の処分							21
連結される子法人等株式 の取得による持分の増減							20
土地再評価差額金の取崩							△ 25
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 754	87	△ 208	△ 874	16	△ 178	△ 1,037
当期変動額合計	△ 754	87	△ 208	△ 874	16	△ 178	559
当期末残高	6,851	2,288	△ 28	9,110	145	1,969	40,829

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本野正紀 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野澤 啓 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月10日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 本 野 正 紀 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社 筑邦銀行 監査役会

常勤監査役 龍 憲 一 ㊟

常勤監査役 赤 松 乾 次 ㊟

社外監査役 立 花 洋 介 ㊟

社外監査役 神 代 正 道 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき2円50銭 総額154,565,397円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを一層充実させ、更なる企業価値の向上を図るために、監査等委員会設置会社へと移行したく、定款の一部を変更するものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当銀行は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
<u>2. 監査役</u>	<u>2. 監査等委員会</u>
<u>3. 監査役会</u>	(削除)
<u>4. 会計監査人</u>	<u>3. 会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第5条 <u>当銀行の公告は、福岡市で発行する西日本新聞に掲載する方法により行う。</u>	第5条 <u>当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、福岡市で発行する西日本新聞に掲載する方法により行う。</u>
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第13条 (条文省略)	第6条～第13条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第20条 (条文省略)	第14条～第20条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p>	<p>(取締役の員数)</p>
<p>第21条 当銀行の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 当銀行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、15名以内とする。</p> <p>② 当銀行の監査等委員である取締役は、6名以内とする。</p>
<p>(選任)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p>
<p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>(新設)</p>	<p>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>② 前項の規定による取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任しなければならない。</u></p> <p>③ 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(取締役の任期)</p>
<p>第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>
	<p>② 監査等委員である取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役は、取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取1名、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>② <u>当銀行を代表する取締役は、取締役会の決議により選任する。</u></p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>② <u>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長1名、取締役頭取1名、取締役副頭取、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>(決議事項)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、取締役全員をもって構成する。取締役会は、法令または定款に定める事項のほか当銀行の業務執行中重要な事項を決する。</u></p> <p>② <u>監査役は、取締役会に出席し必要と認めるときは意見を述べなければならない。</u></p> <p>(招集者、議長)</p> <p>第27条 <u>取締役会は、頭取これを招集しその議長となる。頭取事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(招集者、議長)</p> <p>第26条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役頭取がこれを招集し、議長となる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p><u>第28条</u> 取締役会の招集通知は、会日より3日前に各取締役および監査役に対して発する。ただし、<u>急を要するときはこの限りでない。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の決議)</p> <p><u>第29条</u> 取締役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、<u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第30条</u> 当銀行は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該議決事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p><u>第31条</u> 取締役会の議事については、<u>議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役これに記名押印または電子署名し、当銀行に保存する。</u></p>	<p>② <u>取締役頭取に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第27条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、<u>緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② 取締役会は、<u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条</u> 当銀行は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の規程)	(取締役会の規程)
第32条 <u>取締役会に関する規程は別に取締役会の決議をもって定める。</u>	第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u>
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任)
第33条 (条文省略) 第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員数) 第34条 <u>当銀行の監査役は、5名以内とする。</u> (選任) 第35条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u> (任期) 第36条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u> (常勤監査役および常任監査役) 第37条 <u>監査役会は、その決議をもって常勤の監査役を選定する。また必要に応じて常任監査役を選定することができる。</u>	第30条 <u>当銀行は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第31条 (現行どおり)	第31条 (現行どおり)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)
(削除)	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の報酬等)	
第38条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定めるものとする。</u>	(削除)
(招集者、議長)	
第39条 <u>監査役会で予め定めた監査役が監査役会を招集しその議長となる。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。</u>	(削除)
(招集通知)	
第40条 <u>当銀行の監査役会の招集通知は、会日より3日前に各監査役に対して発する。ただし、急を要するときはこの限りでない。</u>	(削除)
② <u>監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、これを開くことができる。</u>	
(監査役会の決議)	
第41条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがあるもののほか、監査役の過半数をもってこれを行う。</u>	(削除)
(議事録)	
第42条 <u>監査役会の議事については、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削除)
② <u>銀行は、前項の議事録を10年間本店に備え置かなければならない。</u>	
(監査役会の規程)	
第43条 <u>監査役会に関する規程は別に監査役会の決議をもって定める。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第44条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第45条</u>～<u>第46条</u> (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第47条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第48条</u>～<u>第52条</u> (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第34条</u> <u>監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p><u>第35条</u>～<u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第37条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p><u>第38条</u>～<u>第42条</u> (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（9
名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締
役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存
じます。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の
効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりでありま
す。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	<p>さとう せいちろう 佐藤 清一郎</p> <p>(昭和24年 2月3日生)</p> <p>重任</p>	<p>昭和46年4月 日本勧業銀行入行 平成7年5月 第一勧業銀行今治支店長 平成9年4月 同行資金証券部長 平成10年5月 同行証券企画部長 平成11年6月 同行取締役欧州支配人兼ロ ンドン支店長 平成14年4月 みずほコーポレート銀行常 務執行役員欧州地域統括 平成16年4月 みずほ証券代表取締役副社 長 平成18年4月 当行顧問就任 平成18年6月 当行取締役副頭取 平成21年4月 当行取締役頭取（代表取締 役） 現在に至る (監査部担当)</p>	92,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
2	ひがし のぶ あき 東 暢 昭 (昭和34年 2月1日生) 重任	昭和56年 4月 当行入行 平成12年 2月 当行大川支店長 平成14年 3月 当行本店営業部副部長 平成18年 4月 当行業務部長 平成19年 6月 当行総合企画部長 平成21年 7月 当行執行役員総合企画部長 平成22年 6月 当行取締役総合企画部長 平成24年 6月 当行常務取締役営業推進部長 平成24年 7月 当行常務取締役営業統括部長 平成26年 6月 当行常務取締役 現在に至る (営業統括部、ソリューション事業部、資金証券部、国際部担当)	36,000株
3	いし い とも ゆき 石 井 智 幸 (昭和34年 3月21日生) 重任	昭和56年 4月 当行入行 平成12年 5月 当行東合川支店長 平成14年 3月 当行大川支店長 平成17年 6月 当行二日市支店長 平成19年 6月 当行日吉町支店長 平成21年 4月 当行福岡支店長 平成21年 7月 当行執行役員福岡支店長 平成23年 6月 当行取締役福岡支店長 平成24年 6月 当行取締役総合企画部長 平成26年 6月 当行常務取締役 現在に至る (経営管理部、融資部、事務部、システム部担当)	17,000株
4	なか の しん すけ 中 野 慎 介 (昭和33年 9月15日生) 重任	昭和56年 4月 当行入行 平成12年 5月 当行大善寺支店長 平成15年 4月 当行吉井支店長 平成18年 4月 当行黒崎支店長 平成19年11月 当行鳥栖支店長 平成21年 4月 当行日吉町支店長 平成22年 7月 当行執行役員人事部長 平成24年 6月 当行取締役人事部長 平成26年 6月 当行常務取締役 現在に至る (人事部、総務部、総合企画部、東京事務所担当)	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
5	かわはらだ みつ のぶ 川原田 光 展 (昭和34年 11月13日生) 重任	昭和57年4月 第一勧業銀行入行 平成14年7月 みずほ銀行久留米支店長 平成23年4月 当行へ出向(営業推進部付部長) 平成24年6月 当行入行 福岡支店長 平成24年7月 当行執行役員福岡支店長 平成26年6月 当行取締役福岡支店長 現在に至る	5,000株
6	し ぎょう けん じ 執 行 謙 二 (昭和36年 3月3日生) 重任	昭和59年4月 日本銀行入行 平成18年10月 同行政策委員会室企画役 平成21年9月 同行総務人事局企画役 平成24年7月 当行入行 営業統括部付部長 平成26年6月 当行総合企画部長 平成26年7月 当行執行役員総合企画部長 平成27年6月 当行取締役総合企画部長 現在に至る	1,000株
7	あ そう わたる 麻 生 渡 (昭和14年 5月15日生) 重任 社外	昭和38年4月 通商産業省入省 昭和53年5月 外務省在英国日本大使館参事官(在ロンドン) 平成元年7月 近畿通商産業局長 平成3年6月 通商産業省商務流通審議官 平成4年6月 特許庁長官 平成7年4月 福岡県知事 平成17年2月 全国知事会長 平成23年4月 福岡県知事退任(四期16年) 平成23年4月 全国知事会長退任(三期6年) 平成24年5月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 平成24年6月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 平成24年6月 一般財団法人九州産業技術センター会長 平成26年6月 当行取締役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。
4. 当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
5. 引続き麻生渡氏を社外取締役候補者とした理由は、その豊富な知見を基に、これまで同様に当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 麻生渡氏の当行社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、監査役全員（4名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	りゅう けん いち 龍 憲 一 (昭和25年 7月23日生) [新任]	昭和49年4月 第一勧業銀行入行 平成4年10月 同行辻堂支店長 平成7年4月 同行町田支店長 平成11年10月 同行浜松支店長 平成14年4月 みずほ銀行宝くじ部長 平成16年5月 当行入行 総合企画部付部長 平成17年7月 当行執行役員総合企画部長 平成19年6月 当行取締役本店営業部長 平成21年4月 当行常務取締役 平成26年6月 当行常勤監査役 現在に至る	96,100株
2	あか まつ けん じ 赤 松 乾 次 (昭和29年 5月23日生) [新任]	昭和52年4月 当行入行 平成19年6月 当行事務部長 平成21年7月 当行執行役員事務部長 平成23年4月 当行執行役員システム部長 平成25年6月 当行常勤監査役 現在に至る	11,000株
3	たち はな よう すけ 立 花 洋 介 (昭和28年 9月6日生) [新任] [社外]	昭和52年4月 松下電器産業(株) (現在は、 パナソニック(株)) 入社 昭和56年11月 等松・青木監査法人 (現在は、 有限責任監査法人トーマツ) 入所 昭和60年8月 公認会計士登録 昭和60年9月 立花公認会計士事務所 設 立 平成25年6月 当行(社外) 監査役 平成27年10月 税理士法人TACHIBANA 代表社員 現在に至る	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
4	こう じろ まさ みち 神 代 正 道 (昭和16年 10月5日生) 新任 社外	昭和47年4月 久留米大学医学部 助手 (病理学第一) 昭和61年4月 久留米大学医学部 教授 (病理学第一) 平成13年4月 久留米大学大学院医学研究 科長 平成17年4月 久留米大学医学部長 学校法人久留米大学 理 事・評議員 平成19年4月 医療・介護・教育研究財団 柳川病院 特別顧問 平成20年1月 学校法人久留米大学 常務 理事 平成23年7月 学校法人久留米大学 理事 長 平成26年6月 当行(社外) 監査役 現在に至る	0株
5	はし だ こう いち 橋 田 紘 一 (昭和17年 9月29日生) 新任 社外	昭和41年4月 九州電力(株)入社 平成13年6月 九州電力(株)常務取締役 平成19年6月 (株)九電工代表取締役社長 平成25年6月 (株)九電工代表取締役会長 平成26年6月 (株)九電工取締役相談役 平成27年6月 (株)九電工相談役 現在に至る	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
 2. 立花洋介氏、神代正道氏、橋田紘一氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当行は立花洋介氏、神代正道氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員(社外監査役)として届け出ております。本議案が承認可決され、立花洋介氏、神代正道氏および橋田紘一氏が監査等委員である取締役として就任した場合には、同氏らを福岡証券取引所の定めに基づく独立役員(社外取締役)として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
 4. 当行は、立花洋介氏、神代正道氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しております。本総会において、両氏の取締役選任議案が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。橋田紘一氏につきましても取締役選任議案が承認可決された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
 5. 社外取締役候補者の選任理由について
 (1) 立花洋介氏につきましては、長年公認会計士として各企業を監査されてきており、企業経営を統括する十分な見識を有しておられることから、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるために、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 なお、同氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 (2) 神代正道氏につきましては、長年にわたる医学者としての幅広い学識と経験に加え、地元の大学の経営にも携わってこられたことから、当行の業務執行に関する意思決定において、

適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるために、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当行の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (3) 橋田紘一氏につきましては、長年にわたり企業経営に関与されてきた経験や幅広い見識により、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言をいただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与が期待できるために、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されま
すと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委
員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補
欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。なお、
本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の
効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
まん ねん ひろ お 萬 年 浩 雄 (昭和21年 4月18日生)	昭和57年4月 弁護士登録 昭和57年4月 田辺俊明法律事務所 入所 昭和59年4月 萬年法律事務所 設立 平成13年8月 萬年・山口法律事務所(現在は萬 年総合法律事務所) 設立 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 萬年浩雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総
会開催の時までとします。
3. 萬年浩雄氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく
独立役員(社外取締役)として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 萬年浩雄氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、第2号議案「定款一部変
更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当行は同氏との間で、会社法第
427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同
法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結する予定でありま
す。
5. 萬年浩雄氏を社外の監査等委員である取締役の補欠として選任する理由は、長年の弁護士と
して培われた法律知識を活かし、当行の業務執行に関する意思決定において、適切な提言を
いただくことにより、経営の健全性の維持向上およびコーポレートガバナンス強化への寄与
が期待できるために、社外の監査等委員である取締役として選任をお願いするものでありま
す。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当行の取締役の報酬額は、平成26年6月26日開催の第90期定時株主総会において月額1,700万円以内とご承認いただいております。

当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止して、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額20,400万円以内とさせていただきたいと存じます。なお、金額については従前の月額1,700万円以内と年換算で同額であります。また、報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役は1名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名（うち社外取締役は1名）となります。なお、支給時期、配分等につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当行の監査役の報酬額は、平成7年6月29日開催の第71期定時株主総会において、月額400万円以内とご承認いただいております。当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額をこれまでの月額400万円以内を月額600万円以内とし、年額7,200万円以内とさせていただきたいと存じます。これは、前回改定から20年以上が経過したことに伴う経済情勢等の変動、及び下記のとおり監査等委員である取締役が従来の監査役から1名増員して5名体制となること等を考慮したものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役は3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

当行の取締役に対するストック・オプション報酬額につきましては、平成23年6月28日開催の第87期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止等を考慮して、取締役に対して、取締役の報酬とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額70百万円以内の範囲で割り当てることをご承認いただいております。当行は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、第6号議案による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を、従前と同額の年額70百万円以内の範囲で割り当てることとさせていただきたいと存じます。

ストック・オプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価格に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役1名）であり、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本総会終結の時から取締役の員数は7名（うち社外取締役は1名）となります。なお、発行時期、配分等につきましては、取締役会に一任願いたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものとします。

取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に報酬として新株予約権を割り当てる理由ならびにその新株予約権の内容は、次のとおりであります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して、その報酬と当行の企業価値との連動性をより一層強めることにより、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や株主重視の経営意識を一層高めるためであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の総数および目的となる株式の種類および総数

新株予約権の総数	4,000個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。
----------	---

目的となる株式の種類 当行普通株式400,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とします。

新株予約権1個当たりの目的となる株式数（以下「付与株式数」といいます。）は、100株とします。

なお、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものといたします。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割または併合の比率

また、当行が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当行は必要と認める調整を行うものといたします。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正価値に基づいた価格を払込金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当行に対する報酬債権を相殺するものといたします。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額といたします。

(4) 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当行取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当行の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

(5) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、上記(4)の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものといたします。

(6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要するものといたします。

(7) その他の新株予約権の内容等

上記(1)から(6)の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることといたします。

以上

〈メ モ 欄〉

Blank writing area with horizontal dashed lines.

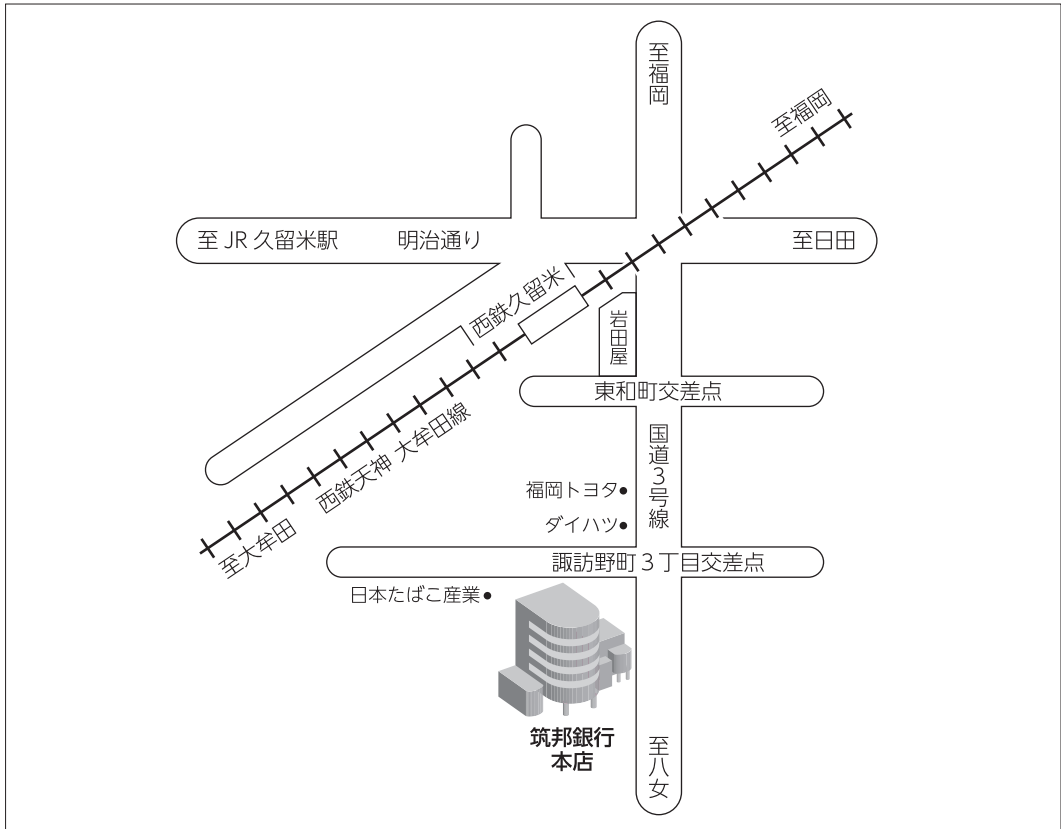
株主総会会場のご案内

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店3階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。